

決 議 文

私たちは、第四回「全国手をつなぐ育成会連合会」全国大会を、希望あふれる悠久の大地、北海道において開催しました。二日間で四千人に迫る方々にご参加をいただいた本大会では、「今こそ創ろう！自信と誇りをもって生きる社会を共に―」を大会のテーマに、各分野の現状と今後の課題について討議をしました。

国連総会において障害者権利条約が採択されてから、我が国の障害のある人の環境が大きく変わりつつあります。障害者虐待防止法に次いで障害者差別解消法が施行され、私たちは障害のある人への差別がなくなり個人の尊厳がより守られる方向に一歩踏みだし、社会もその方向にともに進んでいるものと信じてきました。

しかし、昨年七月に神奈川県障害者支援施設で発生した入所者殺傷事件は、そうした私たちの切なる願いを打ち砕きました。凶行に及んだ元職員は十九名もの尊い命を奪い、さらに多くの心と体を傷つけました。被害に遭われた方々の無念を思うと、怒り、悔しさ、悲しみがこみ上げてきます。そして、元職員の差別と憎しみに満ちた言動を支持する声が社会の中に少なからずあることに、私たちをはじめ知的障害のある人の生活を支える多くの関係者は戸惑い、ときに無力感に襲われることもありました。

けれども、私たちは忘れてはなりません。障害のある人を否定する言葉がある一方、私たちの声に耳を傾け、障害があっても人としてのありのままを尊重し、同じ社会で生きる仲間として歩もうとする人がいます。「私たちは前向きに懸命に生きている」と社会に向けて私たち自身が発信しつづけることが必要です。理解してくれる人を増やすために広く社会に思いを伝えていきましょう。一人ひとりの声は小さいかもしれませんが、だからこそ私たちは手をつなぐ必要があるのです。

障害福祉では、施行から三年を経た障害者総合支援法の見直しがなされ、報酬改定の検討と共にその内容が具体化され、平成三十年代より施行されます。この動きが共生社会をすすめ地域生活をより充実したものとするよう着実に働きかけて行きましょう。障害のある人の高齢化も進む中、超高齢社会の到来による様々な課題解決に向けた具体策がより効果的な対応となることが重要です。

共生社会の実現には障害福祉の着実な前進が重要です。生活を支える制度が持続可能なものでありつづけることが重要です。既存の資源と地域のつながりの活性化も視野に入れた模索が必要であり、地域に根ざした育成会活動の着実な歩みとして、さらには次世代への橋渡しとなる事を意識して活動を展開していくことがますます求められています。

今年は、記録的な豪雨により九州北部をはじめ全国各地で深刻な被害が発生しました。また、東日本大震災から昨年四月の熊本・大分地震まで、大規模な地震も数多く起きています。大規模災害への備えが全国規模で求められる時代となったことを改めて認識する必要があります。仲間の手を取り合って災害に備える手段の一つとして、私たちは本年四月に災害支援基金を創設しました。被災地のニーズに応じた一人ひとりに寄りそう支援を全国の会員と力をあわせて、ともに進めていく体制を構築していきます。

大会では、各分科会において、ライフステージに応じた課題について熱心な討議をし、障害があっても人として尊重され、共に支え合う共生社会の実現に向けての取り組みと決意について確認されました。

この成果を踏まえつつ、私たちは本大会の名において次の事項を決議し、政府をはじめとする関係機関に要望します。

- 一、共生社会の実現に向け、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようと「コミュニケーション」をとり、支え合う「心のバリアフリー」を広める取り組みをより推進するとともに、共生社会の基理念の普及啓発に向けて、広報・研修の機会を確保すること。
- 一、東日本大震災をはじめとする大規模地震や風水害などによる被災地の復興支援を継続し強化すること。また、災害時において障害者の命を守るという視点から今後の災害に対して万全を期すること。
- 一、障害者権利条約の締約国として「障害者が他の者との平等を基礎」として、地域で当たり前前に暮らすことができる環境の整備など必要な対応を着実に図っていくこと。
- 一、障害者差別解消法の基本方針に基づいて国民への周知を図り、市町村単位での地域協議会設置を通じて障害特性に応じた合理的配慮の提供を周知するとともに、欠格条項を見直し、是正を図ること。
- 一、障害者虐待防止法の見直しに際しては、特に課題の多い教育分野を対象に加えるとともに、医療分野についても十分に実態を検証すること。
- 一、障害者総合支援法の三年後見直しの実施に向けては、知的障害の特性に応じた支援を整えるとともに、その特性を反映させた意思決定支援に基づくサービスが充実するよう取り組むこと。
- 一、サービス等利用計画作成にあたってセルフプランが安易に用いられるなど相談支援体制に地域格差が生じているため、どの地域でも適切な支援が受けられるよう相談支援体制の充実を図ること。
- 一、意思決定支援の充実などにより個としての主体性を尊重するとともに、本人を主体とした上でその権利が擁護されるよう成年後見制度を見直し、この制度が利用しやすくなるよう環境の整備を促進すること。
- 一、地域生活支援拠点の整備などを通じ、重度、高齢障害者の居住の場の着実な確保と、緊急時の身近な支援体制を早急に確立すること。
- 一、六十五歳を境とした介護保険の適用が機械的な運用にならないよう計画相談を充実させ、ケアマネジャーとの密な連携を行える体制を構築すること。
- 一、障害児や発達が気になる子ども一人ひとりのニーズに応じた療育の保障と家族支援を全国どこであっても受けられるようにすること。
- 一、インクルーシブ教育の理念の浸透とともに、個別の特性に応じた教育上の合理的配慮の提供、支援体制の整備・充実に取り組むこと。
- 一、一人ひとりの働く意欲を尊重し、雇用の促進・継続につながる就労・雇用支援制度の拡充を図ること。また、障害者優先調達推進法の積極活用などにより、賃金や工賃を引き上げること。
- 一、子どもやきょうだいに障害があることよって起きる家族の社会的孤立を防ぐよう相談支援体制を充実させるとともに、養護者の身に起きた不慮の事態が当事者の「孤立死」につながるぬよう対策に万全を期すること。
- 一、「療育手帳」の全国統一基準を設けること。また、その際には鉄道運賃等の割引について等級に関わらず介護者も対象とすること。
- 一、障害基礎年金の支給基準に地域格差が生じる事態を見直すとともに、知的障害者は資産形成機会が少ないことを考慮し、障害基礎年金に加えて加算給付等を支給すること。

以上、決議する。

平成二十九年九月二十四日

第四回「全国手をつなぐ育成会連合会」全国大会・北海道札幌大会